

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和4年6月28日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松下 和彦

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 松下 和彦
- 2 契約概要
 - (1) 契約件名 飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作
 - (2) 契約内容 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和4年9月9日
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通企画課
電話 03-3581-0141
 - (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法
令和4年7月19日 17時00分
上記(1)に同じ。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。

飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募資料作成要領
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

1,480,000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和4年7月19日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募資料作成要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」
*令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDに格付けされている者であること。
- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付して下さい。提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

交通局交通企画課安全係

電話 03-3581-0141

○注意事項

入札を辞退される方は、別紙「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件名

飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

2 目的

令和3年中の飲酒運転による交通事故件数（第1当事者が原付以上の飲酒運転による交通事故件数。以下同じ）は2,198件（前年比-324件、-12.8%）であり、そのうち交通死亡事故件数は152件（前年比-7件、-4.4%）発生し、いずれも前年と比べて微減した。

飲酒運転による交通死亡事故は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり、関係機関・団体と連携した広報活動等により大幅に減少したが、依然として飲酒運転による交通死亡事故は後を絶たない。

また、昨年6月、千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されるなど、安全運転管理者が行うべき業務の拡充が図られた。

以上の状況から、飲酒運転根絶対策は未だ道半ばであることから、飲酒運転による交通事故被害者をなくすため、飲酒運転の根絶を訴求するポスター・リーフレットを制作し、強力な広報を行うことを目的とする。

3 内容

(1) ポスター

ア 規格及び制作部数

A2判（縦）片面カラー印刷 38,000部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 76.5kg

ウ 訴求内容

(ア) 飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による事故の悲惨さを想起させるもの。

(イ) 飲酒運転の撲滅を訴える内容であるもの。

エ 構成

飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを視覚的に訴えることにより、ポスターを見る者が一目で飲酒運転の悪質性や危険性を認識することが

でき、飲酒運転の撲滅を推進することができるような印象的なデザインとする。

オ 横版デザインの作成

前記ポスターデザイン（縦）を元に横画面の電子広報媒体に対応可能なデザイン（A2判・横）を制作し、下記4によりデータを警察庁に提出すること。

※ 当該データは、都道府県警察等に送付し、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体で公開するほか、使用者が別途印刷して紙媒体として配布、掲示等することを予定している。

カ その他

(ア) ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

(イ) ポスター下欄に「警察庁・都道府県警察」のクレジットを入れるとともに、右下部に「交通ルール遵守のためのロゴマーク」（一般財団法人全日本交通安全協会ウェブサイトからダウンロード可能）を入れること。

(2) リーフレット

ア 規格及び制作部数

A5版両面カラー印刷 500,000部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 62.5kg

ウ 構成

(ア) 表面

ポスターと同一のデザインとすること（「警察庁・都道府県警察」のクレジットや「交通ルール遵守のためのロゴマーク」についてもポスターに準ずること。）。

(イ) 裏面

以下の内容について、イラストの活用や文字の配置等、デザインを工夫することにより、わかりやすく記載すること。

○ 酒酔い運転、酒気帯び運転の罰則、行政処分をそれぞれ分けて記載すること。

※ 参考：警察庁ウェブサイト

みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>

○ 道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務
自動車の使用者は、一定台数（※）以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※ 乗車定員 11 人以上の自動車 1 台

その他の自動車 5 台（自動二輪車 1 台は、0.5 台として計算）

○ 道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げ

・ 選任義務違反、公安委員会による解任命令

（改正前）5 万円以下の罰金（改正後）50 万円以下の罰金

・ 選任届出義務違反

（改正前）2 万円以下の罰金又は科料（改正後）5 万円以下の罰金

○ 道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充（令和 4 年 4 月 1 日施行）

・ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること。

エ その他

ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

4 デザインデータの提出

上記 3 に基づき制作したデザインデータについては、使用した編集用ソフト形式のデータ、当該データの解像度を落とさずに作成した画像データ（PNG 及び PDF）、ウェブサイト掲載用に解像度を落としてファイルサイズを縮小した画像データ（PNG 及び PDF 形式）を作成し、DVD-R（1 枚）により警察庁に提出するものとする。

5 納期

令和 4 年 9 月 9 日（金）

6 納品場所

(1) 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 中央合同庁舎 2 号館 18 階

警察庁 交通局交通企画課

・ ポスター 1,200 部

※ 警察庁 100 部、警視庁 1,100 部に分けて梱包すること。

・ リーフレット 13,300 部

※ 警察庁 300 部、警視庁 13,000 部に分けて梱包すること。

・ DVD-R（デザインデータ） 1 枚

(2) 東京都墨田区江東橋 5 丁目 7 番 10 号

朝日梱包（株）（警察庁業務委託先）

・ ポスター	36,800 部
・ リーフレット	486,700 部

7 その他

- (1) 決定した企画案については、必要に応じて修正を加える場合がある。
- (2) 本仕様で制作したポスター・リーフレットの下欄「警察庁・都道府県警察」のクレジットは、関係機関・団体等の名称に変更し、使用する場合がある。
- (3) 本仕様で制作したポスター・リーフレット、ポスター・リーフレットデザインの電子データ及び本件ポスター・リーフレットの制作に当たり作成された新規のキャラクター（キャラクターのデザイン、名前、説明資料その他付属資料の一切を含む。）の財産権、利用権、商標権及び著作権（掲示、頒布、貸与、複製、公衆通信及び二次利用権を含む。）その他一切の権利は、全て警察庁に帰属し、警察庁が承認した場合を除き、他に公開、利用してはならず、本データの内容等（データの一部使用を含む。）は、警察庁等において、本仕様による制作部数以外に別途印刷して紙媒体として配布するほか、インターネット上の配信や複製、引用等して利用できるものとする。
- (4) 成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (5) 既存のキャラクターやモデルとして芸能人等の著名人を使用した場合、出演者に係る肖像権について、使用枚数、使用期限を定めないこと。
- (6) 成果物に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないよう保障すること。

なお、万一、その所有者との間で紛争が生じた場合、受託者の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

- (7) 上記4の各データについては、前記5の納期に関わらず、校正及び警察庁の確認が終了し、デザインが完成した時点で、警察庁担当官の指示に基づき、電子メール等により直ちに警察庁に提出することとし、警察庁及び都道府県警察等はこれをウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体での公開や、印刷しての配布・掲示など、ポスター及びリーフレット納品前に活用することができるものとする。
- (8) 納品にあつては、警察庁及び都道府県警察ごとに部数を梱包し、送付先（担当課名まで記載）を表示すること。
- (9) 搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2tロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。
- (10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等、提案書等に記載した事項について、認定の取消し等

によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに警察庁担当係官へ届け出るものとする。

(11) 不明な点については、警察庁担当係官に問合せ、その指示に従うこと。

印 刷 物 仕 様 書

発注局課	交通局交通企画課	担当者	安全係
品目	飲酒運転の根絶に関するポスターの作成		
数量	38,000部	納入期限	令和4年9月9日
仕上規格	A2判(縦)片面		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ ポスター ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	データ渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー	一部カラー	
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ(平とじ・中とじ) ・ その他()		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 		

用紙の規格	
表紙	上質紙 kg ・ その他 () kg
本文	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
見返し	上質紙 kg ・ その他 () kg
とびら	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
その他	その他(再生コート紙) 菊判 76.5kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
共通事項	環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

印刷物仕様書

発注局課	交通局交通企画課	担当者	安全係
品目	飲酒運転の根絶に関するリーフレットの作成		
数量	500,000部	納入期限	令和4年9月9日
仕上規格	A5判 両面		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ リーフレット ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	データ渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー	一部カラー	
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他（ ）		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 		

用紙の規格	
表紙	上質紙 kg ・ その他 () kg
本文	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
見返し	上質紙 kg ・ その他 () kg
とびら	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
その他	その他 (再生コート紙) 菊判 62.5kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
共通事項	環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

飲酒運転の撲滅に関する
広報啓発用ポスター及びリーフレット配布計画

管区	所属		ポスター	リーフレット
東北	北海道	交通企画課	2,300	30,000
	青森	交通企画課	500	6,000
	岩手	交通企画課	600	8,000
	宮城	交通企画課	700	10,000
	秋田	交通企画課	450	6,000
	山形	交通企画課	450	6,000
	福島	交通企画課	650	9,000
	警視庁	交通総務課	1,100	13,000
関東	茨城	交通総務課	700	9,000
	栃木	交通企画課	750	10,000
	群馬	交通企画課	600	8,000
	埼玉	交通総務課	1,250	16,000
	千葉	交通総務課	1,500	21,000
	神奈川	交通総務課	2,000	26,000
	新潟	交通企画課	950	13,000
	山梨	交通企画課	450	6,000
	長野	交通企画課	750	9,000
	静岡	交通企画課	1,100	14,000
中部	富山	交通企画課	450	6,000
	石川	交通企画課	500	7,000
	福井	交通企画課	450	6,000
	岐阜	交通企画課	700	9,000
	愛知	交通総務課	1,800	23,000
	三重	交通企画課	600	8,000
近畿	滋賀	交通企画課	450	6,000
	京都	交通企画課	950	12,000
	大阪	交通総務課	2,300	28,000
	兵庫	交通企画課	2,200	30,000
	奈良	交通企画課	550	7,000
	和歌山	交通企画課	500	6,000
中国	鳥取	交通企画課	350	4,000
	島根	交通企画課	400	6,000
	岡山	交通企画課	850	12,000
	広島	交通企画課	950	13,000
	山口	交通企画課	600	9,000
四国	徳島	交通企画課	400	5,000
	香川	交通企画課	450	6,000
	愛媛	交通企画課	500	8,000
	高知	交通企画課	350	5,000
九州	福岡	交通企画課	1,200	14,000
	佐賀	交通企画課	400	6,000
	長崎	交通企画課	600	9,000
	熊本	交通企画課	600	8,000
	大分	交通企画課	400	6,000
	宮崎	交通企画課	500	7,000
	鹿児島	交通企画課	600	8,000
	沖縄	交通企画課	500	5,700
	警察庁	交通企画課	100	300
	合計		38,000	500,000

応募要領

1 件名

飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

2 提出書類

以下に列挙する書類について、正本1部・副本7部をそれぞれ提出すること。その際、副本には社名等、応募者が特定できる情報は入れないこと。（副本は企画案のみ）

※ ポスター及びリーフレットの企画案は、正本・副本ともにA4サイズで提出。

なお、下記(7)については、認定等に該当する企業のみ提出すること。

(1) 企画案

ポスター及びリーフレットの企画案

※ 本件デザインのコンセプトやアピールポイントを説明する資料の作成・提出は任意。

※ ポスターデザインを元に作成する横版電子データ案の提出は、不要。

(2) 見積書

仕様書の3、4、6により制作する場合の必要経費を積算した見積書

(3) 日程表

納品までの具体的な作業に関する作業スケジュール

(4) 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であることを証明する書類の写し

(5) 同種又は類似業務に係る会社としての実績及び会社の経歴・財務状況書

(6) 制作に係る実施体制表及び担当予定職員の資格・経験・手持ち業務の状況・業務実績等が記載された経歴書等

(7) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し

3 提出期限

令和4年7月19日（火）午後5時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

4 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁交通局交通企画課安全係

5 選考要領

各社から提出された企画案を検討した上、当庁の作成意図に沿ったものを一編選出し、当該企画案を作成した会社と契約を締結する。

6 その他

(1) 企画案の提出は、ポスター、リーフレットともに1社1案までとする。

(2) 企画案に係る一切の経費は、応募者の負担とし、企画案は返却しないものとする。

(3) 企画案の採用に関する可否については、個別に連絡するものとする。

- (4) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する契約事項」（別添）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の提案は無効とする。
- (5) 企画案に係る質問先（選考基準、選考経過、審査内容等に関する回答はしない）
警察庁交通局交通企画課安全係 Tel 03-3581-0141

契約書（製造請負）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
次のとおり製造請負契約を締結する。

- 1 品名 飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作
- 2 数量 別添仕様書のとおり
- 3 仕様 別添仕様書のとおり
- 4 契約金額 ¥ . -
(製造代金) うち消費税額及び地方消費税額 ¥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）
第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第
72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 納入期限(納期) 令和4年9月9日
- 6 納入場所(納地) 別添仕様書のとおり
- 7 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物
品」という。）を完成させ納入する。

2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等によ
り設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を
変更することができる。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約
保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(納入)

第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。

2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、
甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。

3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。
ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担
当係官が交付した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、
場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決
めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の行

う検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第6条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官給品の支給及び貸与)

第7条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

(官給品の保管、引取り)

第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。

2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。

5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第9条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(下請負)

第10条 乙は、物品の製造について、物品の構造、機能、性能に係る部分の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3

号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に下請負(一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。)させる場合は、乙は、下請負承認申請書(別紙様式)を下請負開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請負承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に下請負させるときは、下請負させた業務に係る下請負人の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を下請負させるときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請負人と約定しなければならない。

(所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計

算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第16条第1項に該当する場合

(4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又

は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第17条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
 - 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領

した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に

関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第23条 乙は、物品に係る第三者の権利関係が、特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（保証事項）

第24条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

（契約不適合責任）

第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第10条第1項に規定する下請負の相手方についても、同様とする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第30条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松 下 和 彦

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等と

の契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の住所及び氏名	
下請負を行う業務の範囲	
下請負を必要とする理由	
下請負期間	
下請負率 (全請負に対する下請負の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・下請負の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

アンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail: tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。
提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名

飲酒運転の根絶に関する広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

入札を辞退された方

●応募辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

応募までの準備期間が短い（入札公告から概ね_____日間必要）。

納期、履行期間が短い（概ね_____日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から入札に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の入札に関する改善要望等）

入札に参加された方

●今回の公募型プロポーザル方式に関する改善要望等